

失いたくない日本がある。

東京都議会参政党／総務会長

東京都議会議員

えざき

江崎 さなえ

Profile

1985 年生まれ / 東京都豊島区出身 / 東横学園高校、共立女子短期大学卒 / 会社役員 / 2025 年都議選初当選

令和8年第2回定例会

議会動画 QR

詳しくは
裏面へ

都立高校における

修学旅行の危機管理体制や政治的中立性について

～辺野古沖で発生したボート転覆事故を受け、二度と悲劇を繰り返さないために～

多様な他者との関わりの機会の創出事業について

～対象者の95%を占める0～2歳児に非認知能力は本当に必要？～

東京都こども基本条例について

都立高校の修学旅行における
危機管理体制や政治的中立性の確認を行いました

3月16日に辺野古沖で発生した、同志社国際高校における研修旅行中のボート転覆事故により、二名の尊い命が失われました。学校教育の一環として行われた活動の中で、生徒の命が失われるという重大な事故が発生したことは、極めて重い問題であり、決してあってはならないことであります。

未来ある子供たちの命を守ることは、何よりも優先されなければならないという観点から質問を行いました。

問題提起

- 文部科学省が、政治的中立性の観点から「教育基本法違反」を認定
- 衆議院 法務委員会において「現在も沖縄の基地反対運動を行っている者の一部には、「極左暴力集団」が確認されている」と警察庁が答弁
- 波浪注意報下で出航
- 海上運送法に基づく事業登録が行われていない船舶を利用



Q1

修学旅行における平和教育は、政治的中立性や多角的視点に十分配慮したものであるべきだと思えるが、**平和教育のあり方**について伺う。

Q2

修学旅行や校外学習において、**危機管理及び安全管理**はどのような体制で行われているのか？

Q3

現地で連携する**外部団体**や、生徒に講演を行う**外部講師等**について、どのように実態を把握し、どのような確認を行っているのか？

Q4

今回の事故を受け、都立高校で行われている「**平和学習**」の**実態調査**を行う必要があると思えるが見解を伺う。

Q5

平和教育や歴史教育において、**政治的中立性**をどのように確保しているのか伺う。

A. 教育長答弁

学習指導要領中の、国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質、能力等についての教育を進めている。

都立高校の修学旅行等に関し、その計画づくりから指導し、届出を義務づけ、安全面の確認を行っております。

都立高校の修学旅行等に関し、その計画づくりから指導を行う中で、内容の把握を進めています。

都立高校において、教員が生徒に対し公正で中立な立場から指導を行うよう、校長等の管理職や教員に研修を実施しております。

- ⚠️安全管理・危機管理についての説明なし
- ⚠️外部団体・外部講師の確認方法も具体的な説明なし
- ⚠️実態調査への言及なし

全く異なる質問に対し、Q2～Q4の答弁はほぼ同じでした。子供達の命に関わる問題だからこそ誠実な答弁をいただきたいかったです。



このような事故が二度と起こらぬよう、東京都が管轄する全ての学校において、危機管理・安全管理体制を徹底するとともに、教育の政治的中立性を確保することを強く求めました！！

多様な他者との関わりの機会の創出事業について

令和8年度予算：約73億円 対象者：0歳～6歳児（内95%は0～2歳児）

事業目的

- 非認知能力の向上
- 在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減

令和3年9月に開催された、文部科学省中央教育審議会によると、

【乳幼児期の発達の特徴】

親子関係の愛着による安定性と、個人差が大きいこと、非認知能力は特に乳幼児期（満4歳から5歳）に顕著な発達が見られ、学童期・思春期の発達を経て、大人に近づく整理されています。

このことから、対象者の95%を占める0～2歳児に非認知能力を授けることは必要なのでしょうか？そこで、質問を行いました。

Q. 質問

対象者の約95%を0～2歳児が占める本事業において、非認知能力の向上が事業効果として適切であると判断した根拠を伺う。

発達の個人差が大きい0～2歳児において、非認知能力の向上をどのように測定・評価しているのか伺う。

制度設計に当たり、「親子が関わる時間の減少」や「母子の情緒的な結び付き」への影響を、どのような指標に基づき検証を行ったのか伺う。

「多様な他者との関わり」や「非認知能力の向上」を掲げる目的設定は、対象者の約95%を占める0～2歳児の発達特性や実態を踏まえたものとは言い難い上に、約73億円もの予算が計上されていることへの妥当性について疑問を抱かざるを得ません！

事業目的の妥当性と、実態の整合性について検証を求めました！

A. 福祉局長答弁

乳幼児期から多様な他者との関わりの中で、非認知能力の向上、育児不安を抱え支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援するものでございます。そのため、全ての就学前児童を対象に、利用時間の条件を設けずに実施。

非認知能力は、乳幼児期、学童期、思春期を通して育つものとされておりまして、乳幼児が他者との関わりの中で健やかな成長が図られるよう実施しております。

国の、保育が子どもの発達に及ぼす影響に関する研究によりますと、乳幼児期の母親の就労の有無や保育経験によって、思春期、青年期における発達・行動上の相違や特徴は特に見られず、親子関係の発達などにおおむね有意な差は見られなかったとされております。

所感

非認知能力を事業効果とした根拠の提示なし

非認知能力向上の測定・評価方法の提示なし

都が示した研究は、20年以上前の研究であり、現状に即しているとは言い難いと考えます。また、「母親の就労の有無や保育経験によって、子どもの発達や行動上の相違・特徴は特に見られない」と一律に答弁することは、子育てを家庭以外に委ねることを積極的に推進するかのような印象を与えかねません。保育士は専門性をもって子どもの成長を支えてくださる重要な存在です。しかし、親子の愛着関係や親が子どもに注ぐ愛情と、保育士が職務として注ぐ愛情とは、その性質や役割が同一であるとは考えられません。だからこそ、家庭での養育の価値を軽視するようなメッセージと受け取られかねない答弁には、慎重であるべきです。

東京都子ども基本条例について

「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定しています。

Q. 質問

本条例が基本理念として掲げる「子供の最善の利益」の定義を伺う。

「子供の最善の利益」と「女性活躍推進条例」やその他の政策との間で調整が求められた事案はあるのか伺う。

A. 子供政策連携室長答弁

東京都子ども基本条例では、子供の最善の利益の定義に係る直接の規定はございません。何が子供にとって最善の利益であるかは、それぞれ、その子が置かれた状況によって異なると考えるため、一概にお答えすることは困難。

都は、誰もが将来の夢や希望をかなえ、一人一人がもっと輝く東京を目指す東京の実現に向けて、子供政策をはじめ各分野の政策を展開。チルドレンファーストの社会の実現を目指して、全庁的な視点に立って各局と総合調整を行っている。

所感

「子供の最善の利益」の定義はありませんでした。一概に答えることができない条例はそもそも必要なのでしょうか。

果たして本当に都が行っている様々な政策は、「子供の最善の利益」を最優先（チルドレンファースト）していると言えるのでしょうか。働く女性が増えた結果、子供達が母親と過ごす時間が少なくなっていることは火を見るより明かです。

今、行うべき政策は、保育をサービスとして預けられる環境の拡充を行うことではなく、保護者が経済的な理由から長時間保育を利用せざるを得ない状況から脱却できるよう、更なる経済支援を講じるとともに、「出産・育児はキャリア」であるとの認識のもと、子育てに専念した期間をブランクとして捉えるのではなく、未来を担う子どもを育む重要な経験として社会で評価し、子育てが一段落した後の就労を支援する仕組みの構築であると考えます。

「子供の最善の利益」を最優先に、

子育てを「大人の都合」ではなく、「育っていく子どもの視点」に立って見直すことを強く求めました！

都政をもっと身近に！！

江崎 さなえ

東京都議会議員 練馬区選出

都政に関するご意見、ご要望をお聞かせください

〒176-0002 東京都練馬区桜台 1-4-7 仙川ビル 1 階
TEL：03-5320-7288 FAX：03-5388-1358
MAIL：ezaki.sanae@gmail.com